非鉄金属及び非鉄金属加工製品	非鉄金属地金	電気金	全部		非鉄金属月報
		電気銀			
		粗銅			
		電気銅			
		粗鉛（副産粗鉛を含む。）			
		電気鉛			
		亜鉛			
		シリコンウエハ	全部		非鉄金属製品月報（シリコンウエハ、はんだ、銅合金塊）
		アルミニウム地金	精製アルミニウム地金	全部	アルミニウム月報
		アルミニウム合金地金			
		アルミニウム二次地金			
		アルミニウム二次合金地金			
	非鉄金属加工製品	伸銅製品	全部		非鉄金属製品月報（伸銅製品）
		はんだ	全部		非鉄金属製品月報（シリコンウエハ、はんだ、銅合金塊）
		銅合金塊			
		アルミニウム粉	全部		アルミニウム月報
		アルミニウム圧延製品	全部		非鉄金属製品月報（アルミニウム圧延製品）
		電線・ケーブル	銅裸線 銅線（完成品） アルミニウム線	従事者三十名以上のもの	非鉄金属製品（電線・ケーブル）、光ファイバ製品月報
		光ファイバ製品	通信用ケーブル 光ファイバ心線	全部	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和五年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　調査の期日がこの省令の施行の日前に属する経済産業省生産動態統計調査については、なお従前の例による。

○経済産業省令第九十三号

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第百四十三号）第四条第六項の規定に基づき、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和四年十二月十二日

経済産業大臣　西村　康稔

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第九号）の一部を次のように改正する。